

平成22年度事務事業の行政評価概要

【評価対象業務の選定方針】

- 1 行政評価結果を予算と関連付けるため、平成22年度(見込み)の評価を実施し、平成24年度の予算編成作業の資料とします。
- 2 各年度多岐にわたる事業を評価対象としてきましたが、外部評価委員会で視点を絞り効率的に評価するため、評価対象事業を統一しました。平成22年度分については、補助事業を対象としました。

【評価方法】

- 1 1次評価(内部評価)
各事務事業を所管する課が、事業の目的、成果などを明らかにした上で、事業の見直しの方向性を自己評価しました。
- 2 外部評価
全ての1次評価(内部評価)を行政改革推進委員へ提示し、質疑応答を書面で行いました。
また、その中の4事業について、第11回及び第12回長久手町行政改革推進委員会において担当課から詳細な説明及び質疑応答を行い、事業の評価を実施しました。

【外部評価の概要】

- 1 緑化関係補助金(生垣設置補助金、花いっぱい事業補助金、屋上・壁面緑化助成金)
 - ① 生垣設置補助金
毎年の申請件数が少なく、補助事業そのものが必要かどうか疑問である。事業目標を見直し実績にあわせた予算額にするか、申請促進に向け一般住宅の建築指導時の窓口で案内するなど効果的なPRを実施するなどの改善が必要である。
また、補助事業の現場がその後どの程度管理が行われているか調査が必要である。
 - ② 花いっぱい事業補助金
予算に対して、交付金額が大幅に上回っている。実績を考慮した予算編成をするか、補助の内容の見直しが必要である。補助対象、補助金額を見直すなど、補助金の公平性や妥当性を確保する必要がある。
固定化した利用者があるようであるので、町の緑化の推進役として活躍してもらえる場づくりなどの工夫が必要である。例えば、協働まちづくり事業助成金を活用した事業展開が考えられないか。
 - ③ 屋上・壁面緑化助成金

申請件数が少なく、長久手町では補助金の需要は少ないのではないかと。一度設置してしまうと維持管理コストも必要になるので、設置後の継続状況を確認し、事業の見直しを行うべきである。

2 シルバー人材センター補助金

高齢者の安心な暮らしと生きがいのためにも必要な事業である。しかし、社団のため高齢者の自主的な国の補助金も減少していく中、不足分を補助金の増額で対応するのではなく、事業の見直しを行うなど行政が適切に指導・助言を行い、団体の運営の適正化に努めなければならない時期がきている。

収支の改善を行うためには、業務の効率化と業務の受注を増やすことも重要であり、その努力が必要である。業務依頼のニーズに対応できるよう会員を増やしたり、技能習得の講習を実施し人材育成に努めることなどが必要である。

シルバー人材センターで請け負う臨時的・短期的な業務については、NPO法人やボランティアでも対応しているので、すみ分けをしっかりと、多様な住民のニーズに答えていくなど、シルバー人材センターの役割を明確にしていく必要がある。

すなわち他の組織での対応も可能な事業もあり、センターの事業の内容などの見直しを行うことが求められる時期である。

3 協働まちづくり活動助成金

行政の方針として、住民との協働は必要である。行政と住民組織をつなぐ拠点として、「まちづくりセンター」は重要であり、その役割を明確にすることとともに、日常的に行政と住民団体をつなぐ役割をになう組織となるように整備することが必要である。

協働まちづくり助成事業について、周知や申請件数の増加などが課題である。そのためには、1件当たりの助成額を増額することや、関係者の生の声や現場の雰囲気や伝えられる工夫をすることで申請団体とそれ以外の団体の情報交換の場を設け新しい団体の参加を促すなどの工夫が必要ではないか。また、助成の選考にあたり、敷居の高いプレゼンテーションではなく分かりやすい基準のみにするなど、申請をしやすくすることも考えられる。

職員の協働に対する熟度の向上も必要であり、職員研修を実施しているが、それよりもこのような団体に職員自身が参加するといったOJTで行うことが効果的であり、職員を参加させていく手だてを検討することも効果的である。

4 職員の福利厚生に関する事務事業（職員互助会）

補助金は減額されているが、その必要性については検討する必要がある。互助会が設立された時代から比べると互助会を取り巻く環境がかなり変わってきており、果たして税金を使ってまで行うべきものなのかどうかを挙げられる。

補助金は福利厚生事業で民間会社に業務委託しているが、県市町村職員共済組合と事業が重複する部分もあるが、利用状況と費用対効果を検証し事業効果を高めて

いくことと、税金を使用する以上費用対効果を提示する説明責任がある。したがって、成果指標は、それが分かるような指標を挙げることが重要である。

方向としては補助金をなくして、自助、共助で行うことや福利厚生事業内容の検討が必要である。

5 補助事業全体について

行政評価の対象となった補助事業について、自己評価において事業の見直しにあたる自己評価1と評価された事業がなかった。社会情勢の変化が著しい中、継続を前提にした「改善」ばかりでなく、事業そのものの「新設・廃止」をしていくことが求められる。例えば、高齢者に対しては支援制度が整備されつつあるが、今後は次世代を担う子どもたちの支援を整備していく必要があるのではないか。

事業の内容について、要綱に従い適切に実施していると評価するのではなく、住民の真のニーズの把握、最適な方法の検討、関係者の生の声を聞いた評価を実施していく必要がある。補助金を出すのみでなく、場合によっては、職員が現場で事業の現状を確認することが重要ではないか。そのうえで、次年度の業務目標を立て、目標達成に必要な事業を決定し必要な予算を構築していくことで、予算に根拠を持たせ、事業の妥当性を検証することができる。

6 長久手町行政評価について

事業を評価する最も重要なことは、事業がどれだけ住民に役立っているかである。そのための成果指標を十分に検討して設定しなければならない。多くの事業では、この成果指標の設定が市民の観点から見ると事業評価に役立っていないので、サービスを受ける住民に関わるような指標を設定する必要がある。さらに、他の事業も含めて事業実施そのものを評価指標とする場合には、実施結果の数値目標を設定し、目標に達成したかどうかを客観的に評価しなければならない。

全体について、予算ありきで事業が行われていないか。これでは事業の目標が曖昧で予算の数字が妥当かどうか疑問である。まずは、当該年度の事業の目標を決め、それを達成するための予算を立て（P）、事業実施を行い（D）、目標が達成されたかどうかをチェックし（C）、必要な改善を図って（A）次年度の予算に反映させるPDCAサイクルを適切に回すようにしていかなければならない。これを行うことによって、はじめて、予算の削減・維持・増額により、予算の適切な執行（補助事業）となる。担当課は現場のニーズを適切に把握することが評価に必要である。

業務評価票について、評価表が見にくく評価基準もわかりにくいので、評価票や評価基準の改良が必要である。